

トラスティド・トラベラー・プログラム(TTP)利用希望者登録手続の流れ

プレチェック

- 入国管理局のTTP特設ホームページにおいて、御自身がTTPの登録要件(カテゴリー)に該当する可能性があるかを確認できる「プレチェック」を行うことが可能です。
- 利用希望者登録申請を行う前に、プレチェックを行い、御自身が該当する可能性がある登録要件(カテゴリー)や申請に必要な疎明資料等を確認して下さい。

申請

【オンライン申請の場合】

- インターネット上の特定登録者情報システムにアクセスし、ユーザ情報登録を行った後、利用希望者登録申請を行ってください。

【直接申請の場合】

- 日本国内の指定登録場所に出頭し、申請書及び疎明資料の原本等を提出して下さい。
- 申請の際には、Eメールアドレス、特定登録者情報システム用のユーザアカウント名及びパスワードが必要となります(直接申請であっても、インターネットに接続できる環境が必要になります。)

一次審査

- 出入国在留管理庁において、一次審査を行います。
- 審査結果は、ユーザ情報のEメールアドレス宛に送信します。また、特定登録者情報システムでも審査結果を確認することができます。

入国

- 利用希望者登録を受けるためには、在留資格「短期滞在」で日本に入国する必要があります。

二次審査

- 日本国内の指定登録場所において、疎明資料の原本の確認や個人識別情報(指紋及び顔写真)の提供をしていただきます。
※直接申請の方については、疎明資料の原本の提出は必要ありません。
- 一次審査が完了した旨のEメールを受け取ってから6か月以内に出頭していただく必要があります。
- オンライン申請をされた方は、二次審査時点で登録要件(カテゴリー)に応じた入国回数が必要になります。

特定登録者カード交付

- 二次審査の結果、利用希望者登録が認められた場合は、特定登録者カードが交付されます。
- 特定登録者カードの交付の際には手数料として、2,200円分の収入印紙が必要となります。

自動化ゲート利用が可能！

